

副 本

平成30年(行ウ)第33号 未払賃金請求事件

原告 [REDACTED]

被告 埼玉県

準 備 書 面 (4)

令和元年12月13日

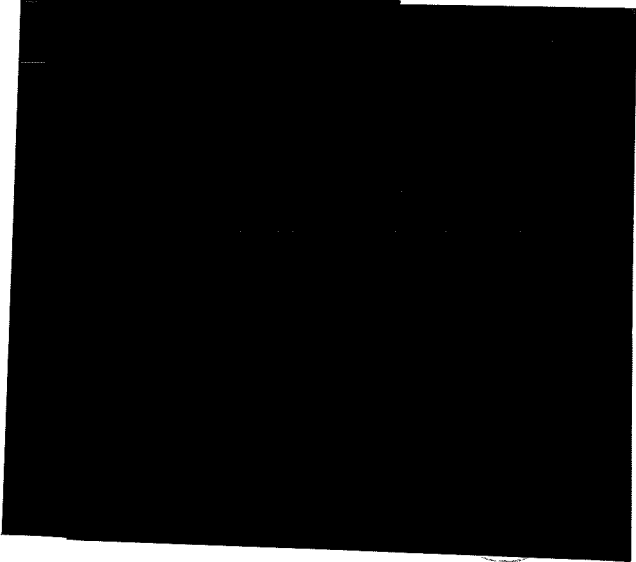
さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

被告指定代理人

同

同



第1 原告準備書面5の主張に対する認否

1 第1について

(1) 1行目

認否に及ばず。

(2) 2行目から4行目まで

認める。

(3) 5行目から7行目「甲28)。」まで

認否に及ばず。

(4) 7行目「同じ」から10行目まで

平成30年度に3年生の担任をしていたことは認め、個別の認否は後述のとおり。

(5) 11行目から12行目「交代しており、」まで

認める。

(6) 12行目「校長」から13行目まで

否認ないし争う。

1日の勤務の中で、いつ休憩時間を設定するかなどは校長によって異なるが、休憩時間や勤務時間自体が校長により異なるということはない。

(7) 14行目から21行目まで

原告が多岐に渡る業務に従事していたことは認め、その余は否認ないし争う。

原告は休み時間、授業を担当していない時間、児童下校後の時間などを事務作業に当てることができたのであり、事務作業に当てることが確保されていないとは言えない。なお、教員の業務の性質については、被告準備書面(3)第1の1(3)で主張したとおりである。

(8) 22行目から24行目まで

否認する。

個々の教員の勤務状況は、担当学年や各自の分掌、業務の遂行方法等によって様々であり、原告と同様の勤務状況とは言えない。

(9) 25行目から28行目まで

認否に及ばず。

2 第2について

(1) 1について

ア (1)について

(ア) 1行目から2行目まで

認める。

(イ) 3行目から5行目まで

不知。

イ (2)について

(ア) 1行目

認める。

(イ) 2行目から6行目まで

不知。

ウ (3)について

(ア) 1行目から4行目まで

否認する。

保護者からの欠席の連絡は、原則として連絡帳で行う事になっており、毎朝、教員が電話による欠席連絡の対応に追われているということはない。また、電話による欠席連絡は管理職も対応しており、担任教員のみには負担がかかっているという状況ではない。

(イ) 5行目から9行目「になる。」まで

否認ないし争う。

不登校児童への対応は児童の状況や保護者の状況に伴い様々であり、常時、原告が主張するような対応が行われているわけではない。また、不登校児童への対応は担任1人で行うわけではなく、管理職をはじめ、通級指導教員（軽度の障害がある子供に対し、障害に応じた特別な指導を行う教員）、特別支援員（障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする職員）、学年教員、養護教諭、さらには市の教育センターなどとも連携し、組織的に対応している。なお、

不登校傾向のある児童の出迎えや登校後の対応は、特別支援教育コーディネーター（学校内の関係者間の連携協力、盲・聾・養護学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携協力の推進役）を中心として組織的に行い、できる限り担任に負担をかけないように配慮している。

(ウ) 9行目「場合によっては、」から16行目まで

「毎月のように」及び「2時間かけて」は不知、その余は認める。

ただし、平成30年度は原告のクラスに登校渋りの児童はいなかった。

(エ) 17行目から20行目まで

認否に及ばず。

(オ) 21行目から22行目まで

「頻繁に」とする点は不知、その余は認める。

エ (4)について

(ア) 1行目から2行目まで

否認ないし争う。

8時に教室に行き、児童を迎えるよう校長から指示をしたことはない。

個々の教員の判断で行っている。

(イ) 3行目から13行目まで

認める。

なお、全児童が朝マラソンを行うわけではない。

オ (5)について

認める。

カ (6)について

否認する。

出勤時間や勤務時間前の状況は各学校や各教員により異なり、一概には言えない。

(2) 2について

ア (1)について

(ア) 1行目から5行目「甲31)。」まで
認める。

(イ) 5行目「したがって、」から8行目まで
否認ないし争う。

校長は登校指導を命じておらず、各教員に協力依頼をしたのであり、校長は協力してくれた教員に対して、勤務時間の割振り変更を行ったのである。なお、個々の事情により、登校指導に参加しない教員もいたが、その事について、校長から指導をしたことはない。

(ウ) 9行目から15行目まで
認める。

(エ) 16行目から17行目「下校指導が増え、」まで
認める。

(オ) 17行目「月に一人」から18行目まで
否認する。
そのような事実はない。

(カ) 19行目から25行目「6条1項)。」まで
概ね認める。

(キ) 25行目「しかし、」から27行目まで
登校指導が滞りなく実施されたことは認め、その余は否認する。
校長は各教員に対し、登校指導への協力を依頼したのであり、命じていない。

イ (2)について

(ア) 1行目から3行目「当てられており、」まで
認める。

(イ) 3行目「毎朝」から7行目まで

否認ないし争う。

ライン引きは前日の放課後に行う事も可能であり、毎朝7時45分から行わなければならないものではない。

(ウ) 8行目から10行目まで

同僚の教員が朝早くから勤務していたとする点は不知、その余は否認ないし争う。

勤務開始時刻前から勤務を開始するよう校長から指示をしたことはない。また、他の教員が朝早く出勤していたとしても、原告が同様に出勤しなければならない義務はない。

(エ) 11行目から14行目まで

職員会議により決定されたとする点は否認し、その余は認める。

小学校におけるライン引きは、慣例として教員間で実施を決定しており、職員会議で決定していない。

ウ (3)について

不知。

各学校により対応が異なるため、一概には言えない。

(3) 3について

ア (1)について

(ア) 1行目から7行目まで

認める。

ただし、朝自習の準備は同学年を担当する他の教員との共通理解の下、分担が行われていた。

(イ) 8行目から10行目まで

朝自習の開始が8時30分であることは認め、その余は不知。

(ウ) 11行目から14行目まで

昭和56年頃の状況については不知、その余は否認する。

現在、朝自習の実施方法は各学校によって異なるため、一概には言えない。

イ (2)について

(ア) 1行目から12行目まで

職員朝会が8時30分から開始されること、8時30分には原告が職員室にいたことは認め、その余は不知。

事前準備の方法等は各教員次第である。

(イ) 13行目から20行目まで

朝自習の成り立ちについては不知、その余は否認ないし争う。

朝自習の実施方法は各学校で異なるため、一概には言えない。なお、本件学校長から教員に対して、勤務開始時刻前に教室に行き、朝自習の指導をするよう命じたことはない。

また、平成12年を境に校長の権限が強化された事実はない。

平成12年1月21日に文部省から「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、同年4月1日から施行されたが、本改正は、これからの学校が児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開することができるよう、校長及び教頭の資格要件を緩和するとともに、職員会議及び学校評議員に関する規定を設けたものである。平成12年以前も校長の職務は学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、現在と変わっていない。

また、職員会議については、平成12年以前も行われており、それまで職員会議についての法令上の根拠が明確ではなかったため、職員会議の意義・役割を明確化したのであり、校長に新たな権限を付与したものではない。(乙16)

ウ (3)について

(ア) 1行目から7行目まで

火曜日は8時30分から「朝読書」が始まる事、出勤後は名前札を「勤務中」にし、出勤簿に押印した後、教室に向かうことは認め、その余は否認ないし争う。

校長から教員に対して、5分前行動を求めたことはない。

また、8時20分に出勤し、8時25分に教室に到着するよう校長から教員に求めたこともない。なお、出勤時間や教室に向かう時間は各教員によってまちまちである。

(イ) 8行目から11行目まで

金曜日には8時30分から「朝チャレンジタイム（朝チャレ）」が始まることは認め、その余は否認ないし争う。

校長から原告に対して8時20分までに出勤し、8時25分までに教室に到着するよう指示をしたことはない。

(ウ) 12行目から17行目まで

8時20分には職員室に出勤し、8時25分には教室に到着して準備を開始する必要があったとする点は否認ないし争い、その余は認める。

校長から原告に対して8時20分までに出勤し、8時25分までに教室に到着するよう指示をしたことはない。

エ (4)について

(ア) 1行目から7行目まで

認める。

(イ) 8行目から10行目「なかった。」まで

不知。

ただし、常に指導が必要なわけではなく、無言移動・無言待機が児童に身についた後は適宜の指導で足りる。

(ウ) 10行目「さらに、」から14行目まで

認める。

ただし、常に指導が必要なわけではなく、無言移動・無言待機が児童に身についた後は適宜の指導で足りる。

(エ) 15行目から19行目まで

否認ないし争う。

8時25分には児童と教職員の全員が体育館に集まるよう校長から原告に指示をしたことはない。また、8時20分以前から勤務を開始するよう指示をしたこともない。

3 第3について

(1) 1について

ア 1行目から10行目「甲34)。」まで
認める。

イ 10行目「ただし、」から12行目まで
否認する。

8時25分には体育館に職員及び児童全員を集めるよう校長から指示をしたことはない。

(2) 2について

ア 1行目から7行目「持って行く。)」まで
認める。

イ 7行目「昭和56年」から9行目まで
不知。

各学校により状況が異なるため、一概には言えない。

ウ 10行目から11行目まで
認める。

エ 12行目から14行目まで
不知。

4 第4について

(1) 1について

ア 1行目から10行目「いた。)」まで
認める。

イ 10行目「これは、」から11行目まで
否認する。

昭和56年度における授業時数は学校教育法施行規則第24条の2に基づき、980時間と定められていた。よって、現在の授業時数である945時間の方が昭和56年頃と比較して少ない。(乙17)

ウ 12行目から15行目まで

教員の業務の範囲が拡大されてきたことは認め、その余は否認ないし争う。

昭和56年と比較し、授業時数は減っている。よって、授業の準備や児童の評価にかかる時間は減少する。

エ 16行目から20行目「否認する。」まで
認否に及ばず。

オ 20行目「実際には、」から22行目まで
否認ないし争う。

本件学校では、教員の負担軽減策として、児童への配布物を減らす、通知表や指導要録の電子化、教室に登校できない児童に対する学習補助を管理職を含めた担任外で行う、始業式及び終業式の開始時刻を8時30分から8時50分に変更するなどの対応を行っていた。

(2) 2について

ア 1行目から4行目まで
認める。

イ 5行目から7行目まで
不知。

ただし、授業の進め方は現在も担任教員に任されている。

ウ 8行目から11行目まで

原告の授業中に、校長が授業の様子を見に行ったことがあることは認め、その余は否認する。

授業中は授業に集中することは当然であるが、児童にテストを行わせている間に、ドリルの丸付けなどの事務作業を行うことは可能であり、実際に行っている教員は多い。なお、授業中に事務作業をしないように校長から指示をしたことはない。

また、校長が授業を巡回するのは、児童の学習の様子を把握することであり、教員の監視が目的ではない。

エ 12行目から15行目「認める。」まで
認否に及ばず。

オ 15行目「ただし、」から22行目「追われていた。」まで
不知。

カ 22行目「これらは、」から24行目まで
必然的に時間を要する作業であったとする点は不知、その余は認める。

(3) 3について

ア (1)について

(ア) 1行目から3行目まで
認める。

(イ) 4行目から15行目まで

①から⑨について、所要時間は不知、業務であることは認め、その余は争う。

休み時間以外にも、授業の入っていない時間、児童が下校した後の時間を利用し行うことができる。

イ (2)について

(ア) 1行目から4行目まで

認める。

(イ) 5行目から7行目まで

不知。

児童生徒の移動時に関する具体的な指導方法について、法令等で定められているものはなく、各学校により異なっていたため、一概には言えない。

ウ (3)について

認める。

エ (4)について

認める。

オ (5)について

(ア) 1行目から13行目「必要となる。」まで

認める。

(イ) 13行目「そうすると、」から14行目まで

争う。

授業が入っていない時間や、児童が下校した後の時間を使い、事務作業をする事が可能である。

(ウ) 15行目から29行目まで

禁止されている行動をする児童への対応及び連絡帳の作成にそれぞれ20分かかるとする点は不知、その余は認める。

児童への対応時間は指導内容により長短があり、一概に20分かかるとは言えない。

(エ) 30行目から38行目まで

発達障害を抱えている児童がクラスに5人程度はいるとの点は否認し、その余は認める。

平成23年度に文部科学省が実施（平成24年度に発表）した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児

児童生徒に関する調査結果」によると、あくまで「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合が6.5%とされたのであり、「発達障害を抱えている児童」がクラスに5人程度はいると言われているわけではない。(乙18)

(オ) 39行目から41行目「否認する。」まで
認否に及ばず。

(カ) 41行目「特に」から42行目「実感である。」まで
不知。

(キ) 42行目「いじめが」から43行目「であるし、」まで
否認する。

■■■■教育委員会は各学校に対して、いじめはどこにでも誰にでも起こりうるという気構えで児童生徒に相対して欲しいと指導している。

(ク) 43行目「教員は、」から44行目まで
認める。

カ (6)について

(ア) 1行目から4行目まで
否認ないし争う。

音読カードやドリルの活用については、朝自習や授業時間中に活用する方法もあり、必ず宿題として活用しなければならないわけではない。また、音読カードやドリル等の活用の仕方については、各学級や学年の創意工夫で行われているものであり、校長から活用方法について指示をしているものではない。

(イ) 5行目から6行目「ものである。」まで
認める。

(ウ) 6行目「そのため、」から8行目まで
原告も毎日、休み時間中はドリルの確認作業に追われていたとする点は

不知、その余は否認ないし争う。

音読カードやドリルの活用については、朝自習や授業時間中に活用する方法もあり、必ず宿題として活用しなければならないわけではない。また、ドリルを活用することにより、自作のプリントを作成せずに済む、回答を見ながら児童に自分で採点させることもできるなど、教員の負担軽減につながる面もある。

(エ) 9行目から12行目まで

ドリルの確認作業が昭和56年頃には存在しなかったとする点は不知、その余は否認する。

ドリルの確認作業の有無は各学校により異なり、一概には言えない。ただし、昭和39年には文部省から学校における補助教材(学習帳、問題帳、練習帳、解説書その他の学習参考書)の取り扱いなどについて通知が発出されており、その頃には既にドリルの活用は想定されていた。(乙19)

なお、平成12年以降、校長の権限が強化されドリルの確認作業が増えたということはない。

キ (7)について

(ア) 1行目から4行目「時間がかかる」まで
認める。

(イ) 4行目「(そのため)」から5行目まで
不知。

(ウ) 6行目から7行目まで
否認する。

平成12年を境に校長の権限が強化され、提出物の確認作業が増えたということはない。

ク (8)について

(ア) 1行目から5行目まで

一般論として、教員が多岐に渡る業務に従事していることは認め、その余は否認ないし争う。

教員の業務は時期によって繁閑があり、常に手一杯ということはない。また、各教員によって業務の遂行方法が異なるため、休み時間、授業の無い時間、児童が下校した後の時間にどのような業務を行うかは各教員の裁量に任されている。

(イ) 6行目から7行目「否認する。」まで
認否に及ばず。

(ウ) 7行目「教員は、」から9行目まで
否認ないし争う。

休み時間の勤務状況について、校長が個々の教員を管理しているということはない。また、全ての教育活動について校長が独断で決定しているわけではなく、可能な限り教職員の意見を聞きながら、最終判断をしている。

(4) 4について

ア 1行目から2行目まで
認める。

イ 3行目から7行目まで

給食時間中に教員が事務作業を行うことができることは認め、その余は否認ないし争う。

平成12年以前も給食指導は行われており、人事評価制度とは無関係である。また、給食時間中に教員が事務作業を行うことができるか否かは校長の権限とは無関係である。

ウ 8行目から18行目「置くことになっていた。」まで
認める。

エ 18行目「以前は、」から20行目まで

教員が給食配膳に加わることがあることは認め、その余は否認ないし争う。

給食指導の具体的な内容については各学校によって異なるため、一概には言えない。

オ 21行目から26行目「仕事である。」まで
認める。

カ 26行目「学級担任は、」から27行目「ならないのである。」まで
認める。

ただし、除去食対応は、担任のみが行うわけではなく、給食調理員、栄養教諭、養護教諭、管理職も点検を行い、事故の未然防止に努めているのである。よって、担任自らの責任のみで子供の命を預からなければならないわけではない。

キ 27行目「なお、」から28行目「行われていた。」まで
認める。

ク 29行目から32行目まで

原告が残菜をなくすことにも神経を注がなければならなかったとする点は不知、その余は認める。

ただし、平成30年度は残菜を減らすよう校長から指示はしていない。

残菜の細かなチェックは栄養教諭が行っているが、各学級の残菜をチェックすることで、残菜が多い学級については全体量を減らすなどの配慮ができる。また、校長への報告は学級毎の残菜量ではなく全体量であり、校長が残菜を細かく管理することはない。

ケ 33行目から46行目まで
認める。

コ 47行目から49行目まで
不知。

なお、平成29年度及び平成30年度において、校長から原告が主張するような発言は行っていない。

サ 50行目から52行目「ならなかった。」まで
認める。

シ 52行目「昭和56年頃」から56行目まで

現在、給食時間中に事務作業をすることは不可能とする点是否認ないし争い、その余は不知。

現在、給食時間中に工夫をしながら事務作業を行っている教員は多く、不可能ではないし、給食時間中に事務作業を行う事を禁止していない。

なお、昭和56年頃の細かな給食指導の内容については、各学校及び各教員間でも状況が異なるため、一概に言えない。

ス 57行目から61行目「否認する。」まで
認否に及ばず。

セ 61行目「特に、」から64行目「不可能であった。まで
否認ないし争う。

■■■■校長（以下、「■■■■校長」という。）が学校経営の方針として、無言行動を掲げたことはない。また、■■■■校長が給食時間中の事務作業を禁止したこともない。（乙20）

ソ 64行目「事務作業を」から65行目まで
認否に及ばず。

(5) 5について

ア 1行目から9行目まで
認める。

イ 10行目から12行目まで
否認ないし争う。

歯磨き指導は給食時の対応であり、教員の業務である。

ウ 13行目から15行目「否認する。」まで
認否に及ばず。

エ 15行目「被告も」から17行目「ところ、」まで
認める。

オ 17行目「たとえ」から18行目まで
否認する。

職員会議では、校務分掌に基づく各主任から教育活動に係る様々な提案がなされ、教職員の考えを十分に聞いた上で、校長が了承し決定している。職員会議の前には、校長と教員で構成する運営委員会が開かれ、建設的な話し合いの下に必要な応じて提案の修正が行われた。また、運営委員会でまとまった案を職員会議の場で再度協議する中で、問題点が明らかになった場合は、当初の案が変更されることが何度もあったのであり、校長の独断により決定されることが多々あったとする原告の主張は誤りである。

カ 19行目から22行目まで

校長が決定したことについて、担任教員が拒否することはできないとする点は認め、その余は否認する。

教育公務員として、校長が決定した職務に従事することは当然のことである。

(6) 6について

ア 1行目から3行目まで
認める。

イ 4行目から6行目まで
否認ないし不知。

現在でも清掃時間中に事務作業を行うことは可能である。

ウ 7行目から10行目まで
否認する。

清掃時間中に清掃指導を行うことは平成12年以前から行われており、人事評価制度とは無関係である。

エ 11行目から22行目まで

認める。

ただし、平成30年度については教員に対する重点目標の説明の中で、無言清掃については、高学年になったときにできるように目指すことであり、学年の発達段階の中では、掃除に関する話をしながら掃除をしていくことも必要であること、全学年で無言清掃ができよう指導する意味ではない事を説明している。

オ 23行目から25行目まで

清掃指導が校長の学校経営の重点項目に掲げられていることは認め、その余は否認する。

清掃指導を徹底しているか否かで教員が評価されるわけではない。

カ 26行目から28行目まで

否認する。

答弁書10頁で主張したとおりである。

キ 29行目から33行目「否認する。」まで

認否に及ばず。

ク 33行目「特に、」から34行目「見回ることもあり、」まで

認める。

ケ 34行目「このような」から35行目まで

否認ないし争う。

校長が教室を見回ったのは、清掃の時間に担任が急遽、生徒指導などの対応を行う場合があり、その際のサポートを行うためだった。清掃の時間に事務作業を行っている教員に対して、校長から事務作業をしないよう指導したことはない。

(7) 7について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

(ア) 1行目から7行目まで

連絡帳への記入はその日のうちに処理しなければならない業務であること、原告が正規の勤務時間外に教材研究や学級経営に時間を費やしていることは認め、ドリルの確認をその日のうちに処理しなければならないとする点、そもそも教員に課された業務量が多すぎるとする点は否認ないし争い、その余は不知。

ドリルの確認は必ずしも児童から提出された当日にやらなければならないわけではない。

(イ) 8行目から10行目まで

不知。

ウ (3)について

(ア) 1行目から7行目まで

原告が通常、昼休み中に休憩を取ることにはなかったとする点は不知。その余は否認ないし争う。

児童と遊ぶことは望ましいことであると校長が言ったことはあるが、強制はしていない。また、校長は昼休み中には校庭に出たり、雨天の日には校内で事故がないように見回りをするなど、児童の安全を見守ることに多くの時間を割いていたのである。よって、職員室で机に向かって腰をかけていることがよくあったとの原告の主張は誤りである。

(イ) 8行目から10行目まで

全く機能していなかったとする点は争い、その余は平成29年度に限り認める。

昼休み中に担任外の教員及び管理職が児童の対応を行う事はあった。

なお、平成30年度は午前中に休憩時間が設定されており、昼休み中に

休憩時間が設定されていなかった。

(ウ) 11行目から15行目まで

校長の判断により特別活動の行事が一方的に入れられたとする点は否認し、その余は認める。

特別活動の行事は特別活動を担当する教員から職員会議に提案され、決定し、実施していた。よって、校長が一方的に行事を入れていたとの主張は誤りである。(乙21の1から4)

(エ) 16行目から19行目まで

否認ないし争う。

休憩時間に特別活動が入る場合は、勤務時間の調整を行うよう教員に指示していた。

(オ) 20行目から21行目「否認する。」まで

認否に及ばず。

(カ) 21行目「平成30」から25行目まで

否認する。

答弁書13頁記載のとおり。

エ (4)について

(ア) 1行目から9行目まで

否認ないし争う。

5時間目の授業開始に間に合わせるためには、2分前に職員室を出れば間に合う。また、校長から原告に対して、チャイムとともに授業を開始するよう命じたことはない。ただし、チャイムとともに授業を開始することは、児童の学習権を保障する意味でも必要なことである。

(イ) 10行目から14行目まで

お茶によるうがいについて、教員から反対意見が多々あったとする点、現在、市内のほとんどの小学校でお茶によるうがいが実施されているとす

る点は否認し、その余は認める。

ただし、平成30年度については児童に一斉にお茶うがいをさせる事を止め、お茶うがいを希望する家庭のみ、自宅で水筒にお茶を入れて持参し、児童が各自でお茶うがいをするよう変更した。

また、■■■■教育委員会が市内の各小学校に対して、お茶パウダーを配布し、児童に持ち帰らせているが、うがいを実施するかは各学校、各児童によって異なる。

(ウ) 15行目から17行目まで

校長が指示した業務については、仮に反対意見があっても教員に行わせることができることは認め、その余は否認する。

職員会議は諮問機関ではなく、「校長の職務の円滑な執行を補助するもの」である。(乙16)

オ (5)について

(ア) 1行目から5行目まで

昭和56年頃の昼休みの状況については不知、現状については否認する。

昭和56年頃の昼休みの状況は各学校により異なり、一概には言えない。

なお、現在の休憩時間は各教員が自由に過ごしている。

(イ) 6行目から11行目まで

平成30年4月3日の職員会議において、原告から休憩時間に設定されている昼休みに体育関係や特別活動関係等で様々な取組が入り、休憩を取ることができない状況は違法であるとの意見があったこと、原告が勤務していた学校における教員の休憩時間は、10時30分から10時45分までの15分間（午前中の20分休みの時間帯）に変更したことは認め、その余は否認する。

行事が入らない午前中の20分休みに休憩時間を変更するよう原告から校長に対して要求があった事実はない。校長は平成30年4月3日の職員

会議終了後に、休み時間における教育活動の取組を精査し、取組が入っていない午前中の20分休みに休憩時間を設定することを決断し、翌日の4月4日に職員会議で改めて勤務時間の割振りを教員に提示したのである。

(ウ) 12行目から14行目まで

20分休みに事務作業を行っている教員がいることは認め、その余は否認する。

休憩時間中に自発的に校庭で子どもと遊んでいる教員も多く、休憩時間を十分に取ることができないとは言えない。

カ (6)について

(ア) 1行目から2行目「11頁。」まで

認める。

(イ) 2行目「教育委員」から3行目まで

争う。

教員の休憩時間については、平成29年度版「教師となって第一歩」の16頁に記載がある。休憩時間は教員の服務に関する事項であり、服務の項に記載しているのであって、軽視しているわけではない。(乙22)

(8) 8について

ア (1)について

(ア) 1行目から9行目「しまうことになる。」まで

認める。

(イ) 9行目「したがって、」から10行目まで

不知。

イ (2)について

(ア) 1行目から1行目「(甲27)。」まで

認める。

(イ) 1行目「5分間」から2行目まで

不知。

5 第5について

(1) 1について

ア 1行目から5行目「押していく。」まで
認める。

イ 5行目「仮に」から6行目「作業である。」
不知。

作業時間は教員個々により異なる。

ウ 6行目「なお、」から7行目まで
否認する。

各学校により異なるため、一概には言えない。

エ 8行目から10行目「できなくなった。」まで
認める。

オ 10行目「その結果、」から12行目まで
否認ないし争う。

クラスの問題について、帰りの会で話し合う時間が取れないわけではない。

また、児童が問題を訴える場としては、休み時間や給食の準備時間等もある。

(2) 2について

ア 1行目から9行目まで
認める。

イ 10行目から11行目まで
不知。

各学校や各教員によって状況が異なるため、一概には言えない。

(3) 3について

ア 1行目から2行目「行っていた。」まで
不知。

イ 2行目「校長」から4行目「11頁)。」

否認する。

校長から直接指示はしていない。ただし、教室管理が教員の本来的な職務であることは認める。

ウ 4行目「最後に、」から6行目まで

不知。

各教員により異なる。

エ 7行目から9行目「あった。」まで

認める。

オ 9行目「そのような場合、」から10行目まで

不知。

カ 11行目から12行目まで

不知。

各学校により状況が異なり、一概には言えない。

(4) 4について

ア 1行目から9行目まで

職員会議が常に16時30分まで続けられていたとする点は否認し、その余は認める。

職員会議が16時30分よりも早く終わったことがあった。

イ 10行目から12行目まで

各種委員会や教科・教科外部会の終了時間が常に16時30分であったとする点は否認し、その余は認める。

各種委員会や教科・教科外部会が16時30分よりも早く終わったことがあった。

ウ 13行目から21行目「否認する。」まで

認否に及ばず。

エ 21行目「会議や」から25行目まで

否認する。

会議や研修会の終了時間を16時30分までとする慣習はない。また、会議が16時30分まで延長した場合は、割振り変更を行い、勤務時間を調整している。

オ 26行目から31行目「ならないはずである。」まで

概ね認める。

ただし、職員会議及び児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合における会議については、正規の勤務時間外に出席を命じることができる。

カ 31行目「そして、」から36行目まで

校長が職員会議を主宰する立場であったこと、会議を終了させる権限を有していたことは認め、その余は否認ないし争う。

本件学校においても、16時30分前に職員会議が終了したことはある。

キ 37行目から38行目まで

認否に及ばず。

(5) 5について

認める。

ただし、教員同士による会議や打合せについては、可能な限り休憩時間内に設定しないよう校長から指導している。また、どうしても必要な場合には、勤務時間の割振りを変更し、勤務時間を調整するよう指示していた。

(6) 6（各種委員会・教科教科外部会）について

認める。

ただし、休憩時間までには会議を終了するよう校長から指示をしていた。また、会議が休憩時間にまたがる場合は、勤務時間の割振りを変更し、勤務時間を調整するよう指示していた。

(7) 6 (事務作業) について

ア (1)について

原告が正規の勤務時間外に教材研究や学級経営に時間を費やしていたことは認め、その余は不知。

なお、①から④③、④⑤、④⑧の各業務の性質については、答弁書14頁から15頁に記載したとおり。④⑨、④⑩、51、53については法定されている業務若しくは校長が命じている業務、④④、④⑦については教員の本来的業務、④⑥については本来的業務でもなく、校長が命じた業務でもない。52については内容が不明である。

イ (2)について

(ア) 1行目から3行目まで

児童下校後、すぐに職員会議を始めていたことについては認め、その余は不知。

(イ) 4行目から5行目まで

平成29年度は水曜日をウィンバードの記入日としていたことは認め、その余は否認する。

平成30年度は各担任が必要があると判断した都度の記入としていた。また、平成29年度においても、水曜日を記入日としていたものの、実際には時間のある時に行うこととしていた。

(ウ) 6行目から7行目まで

否認ないし争う。

ふらいでいは木曜日に作成しなければならないわけではなく、他の曜日に作成してもよい。

(エ) 8行目から9行目まで

校長から原告に対して週案簿の提出を指示していたことは認め、その余は否認ないし争う。

週案簿は金曜日以外に作成することも可能である。また、週案簿の提出は毎学期末（年間3回）である。週案簿は「週案」という名称になっているが、1週間毎に作成しなければならないわけではなく、より長期の案や逆に日毎に案を作成する教員もおり、様々である。書式等も決まっているわけではない。

(オ) 10行目から11行目まで

認める。

■■■■教育委員会から緊急の指示があった場合や、生徒指導上の緊急連絡事項を各教員に伝達するなど、急を要する事態が発生した際に行った。

ウ (3)について

(ア) 1行目から2行目「業務である。」まで

第1の5(7)アで主張したとおり。

(イ) 2行目「原告は、」から4行目まで

原告が正規の勤務時間外に教材研究や学級経営に時間を費やしていることは認め、その余は不知。

(ウ) 5行目から7行目まで

争う。

勤務時間内において、事務作業を全て終える事が不可能な状況とまでは言えない。

(エ) 8行目から11行目まで

昭和56年と比べて、現在の勤務環境が変化していることは認め、その余は不知。

昭和56年の状況については、各教員により状況が異なり、一概には言えない。

(オ) 12行目から18行目まで

認否に及ばず。

エ (4)について

(ア) 1行目から5行目まで

否認ないし争う。

授業以外の勤務時間は授業準備や児童の評価だけでなく、出席簿や健康診断票などの表簿の整理、各種統計・調査などの事務作業にも充てるべき時間であり、いずれも学校運営に欠かせない大切な業務である。

(イ) 6行目から9行目まで

認める。

(ウ) 10行目から11行目まで

不知。

(エ) 12行目から17行目まで

一般論として、教員が多岐に渡る業務を行っていること、教員の働き方改革を推進していく必要があることは認め、その余は争う。

6 第6について

争う。

以上